

令和 2 年 度

香芝市財政健全化及び経営
健全化に係る審査意見書

香 芝 市 監 査 委 員

目 次

第1. 審 査 の 対 象	1 1 3
第2. 審 査 の 期 間	1 1 3
第3. 審 査 の 方 法	1 1 3
第4. 審 査 の 結 果	1 1 4
1. 標準財政規模等の推移.....	1 1 5
2. 実質赤字比率.....	1 1 8
3. 連結実質赤字比率.....	1 1 9
4. 実質公債費比率.....	1 2 1
5. 将来負担比率.....	1 2 4
6. 資金不足比率.....	1 2 8
7. む す び.....	1 2 9
第5. 審査参考資料	
1. 財政健全化判断比率の各金額及び比率等の推移.....	1 3 0
2. 健全化を判断するその他の指標.....	1 3 3

令和2年度香芝市財政健全化及び経営健全化審査意見

第1. 審査の対象

令和2年度香芝市健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎事項

健全化判断比率等の対象

地方公共団体	一般会計	一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		
	特別会計		一般会計等に属する特別会計	土地取得特別会計							
		公営事業会計	土地取得特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計							
				後期高齢者医療特別会計							
				介護保険特別会計							
				公営企業会計							
		公営企業会計	水道事業会計 (法適用企業)								
			下水道事業会計 (法適用企業)								
		一部事務組合・広域連合				奈良県葛城地区清掃事務組合					
						香芝・王寺環境施設組合					
						葛城広域行政事務組合					
						奈良県広域消防組合					
地方公社・第三セクター				※該当なし							

※財産区は、当該地方公共団体とは異なる法人格を持つ地方公共団体であるため、財産区財産特別会計を除く。

※香芝市土地開発公社が平成25年3月に解散したため、「地方公社・第三セクター」に該当する会計はない。

第2. 審査の期間

令和3年7月30日から令和3年8月18日まで

第3. 審査の方法

この審査にあたっては、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼に、香芝市監査委員監査基準に準拠し、会計帳票並びに関係書類等の照合及び前年度との対比、必要に応じて関係職員から説明を聴取して審査を実施した。

第4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも地方公共団体の健全化に関する関係法令に基づき適正に作成されており、その計数は正確であると認められた。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。(表中及び文中においては、各項目で四捨五入しているため、合計値と一致しない場合あり。)

1. 標準財政規模等の推移

標準財政規模の前年度比較は、次表のとおりである。

標準財政規模の前年度比較

(単位：千円・%)

区分 \ 年度		平成30年度	令和元年度 (B)	令和2年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/ (B)*100
標準財政規模		15,036,168	15,092,282	15,852,370	760,088	5.04
内 訳	標準税収入額等	10,687,049	10,700,843	11,160,337	459,494	4.29
	普通交付税額	3,354,734	3,524,156	3,787,830	263,674	7.48
	臨時財政対策債発行可能額	994,385	867,283	904,203	36,920	4.26

標準財政規模に係る額の推移は、次表のとおりである。

標準財政規模に係る額の推移

(単位：百万円)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
基準財政需要額(振替後)①	11,382	11,543	11,574	11,669	11,875	12,517
基準財政収入額②	7,651	8,022	8,031	8,315	8,330	8,722
財源不足額③=①-②	3,731	3,521	3,543	3,355	3,545	3,795
普通交付税④	3,735	3,501	3,534	3,355	3,524	3,788
標準税収入額等⑤	9,805	10,334	10,315	10,687	10,701	11,160
留保財源⑥=⑤-②	2,154	2,312	2,284	2,372	2,371	2,438
臨時財政対策債発行可能額⑦	1,148	890	962	994	867	904
標準財政規模④+⑤+⑦	14,688	14,725	14,811	15,036	15,092	15,852

基準財政需要額及び基準財政収入額の推移は、次表のとおりである。

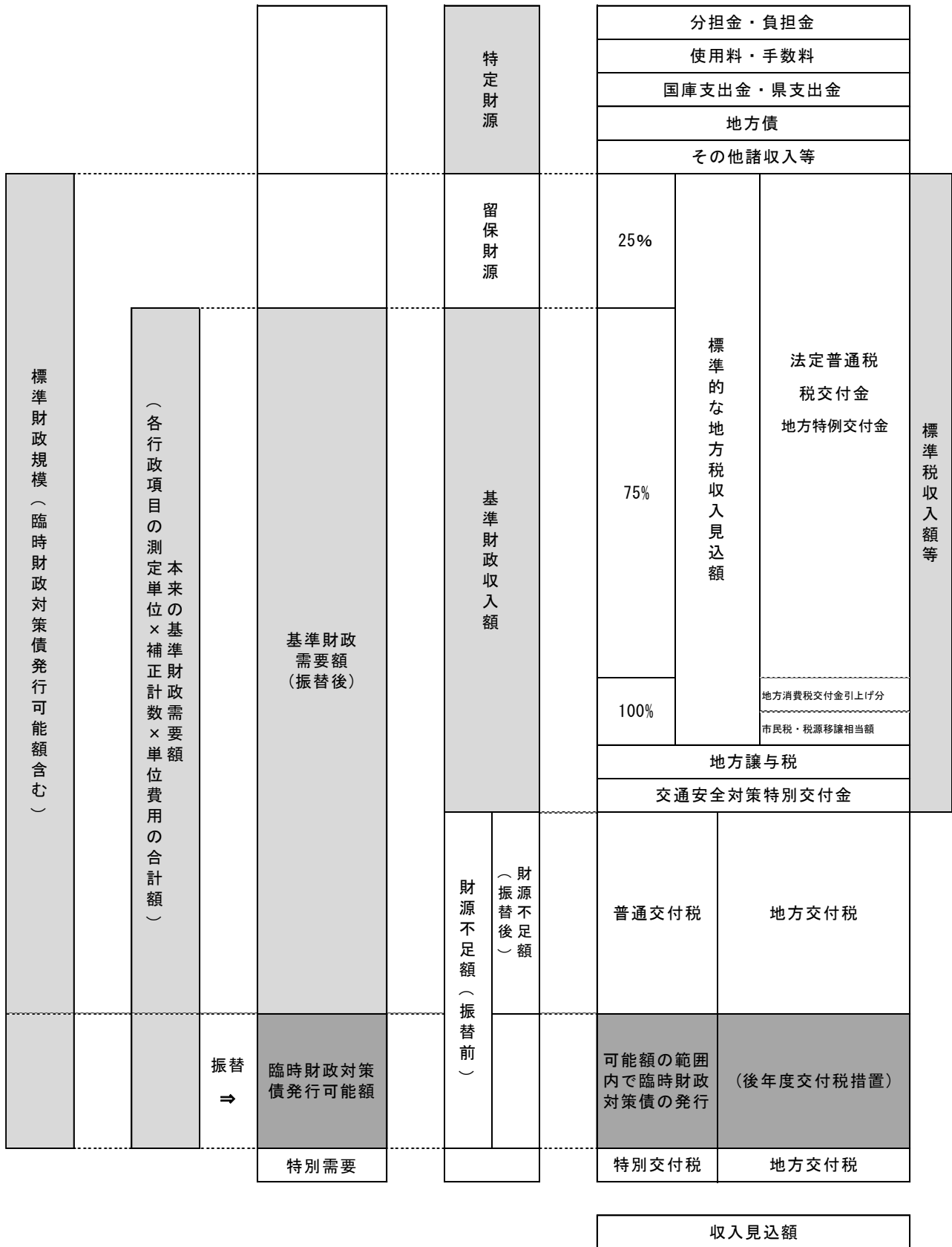
基準財政需要額及び基準財政収入額の推移

(単位：百万円)

年度 \ 区分	基準財政需要額	基準財政収入額	財政力指数 (3カ年平均)	財源不足額	普通交付税 (A)	標準財政規模 (B)	(A)/(B)
23年度	10,942	7,177	0.68	3,765	3,765	14,379	26.2
24年度	10,984	7,081	0.65	3,903	3,903	14,464	27.0
25年度	10,968	7,244	0.65	3,724	3,752	14,591	25.7
26年度	11,025	7,396	0.66	3,629	3,629	14,480	25.1
27年度	11,382	7,651	0.67	3,731	3,735	14,688	25.4
28年度	11,543	8,022	0.68	3,521	3,501	14,725	23.8
29年度	11,574	8,031	0.69	3,543	3,534	14,811	23.9
30年度	11,669	8,315	0.70	3,355	3,355	15,036	22.3
元年度	11,875	8,330	0.70	3,545	3,524	15,092	23.4
2年度	12,517	8,722	0.70	3,795	3,788	15,852	23.9

なお、標準財政規模・臨時財政対策債発行可能額等の概要図は、次表のとおりである。

標準財政規模・臨時財政対策債発行可能額等の概要図



(i) 標準財政規模＝普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額＋標準税収入額等

地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%(平成27年度から)、酒税の50%(平成27年度から)、消費税の22.3%(平成26年度から)、地方法人税の全額(平成26年度から)とされている(地方交付税法第6条)。

また、地方交付税の種類は、普通交付税(交付税総額の94%)及び特別交付税(交付税総額の6%)とされている(地方交付税法第6条の2)。

交付税総額が不足する場合、平成12年度までは交付税及び譲与税配付金特別会計で借り入れて総額が確保されたが、平成13年度の地方財政対策の見直しで、国と地方の責任の明確化や国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、不足額を国と地方で折半し、地方分について各団体で地方債を発行して補てんすることとされた。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法第5条の特例となる地方債である。平成13年度からは、毎年度、交付税総額の不足額について臨時財政対策債により対応しており、臨時財政対策債への振替額を控除した額を基準財政需要額(振替後)として、普通交付税の額が算定されている。また、平成16年度から標準財政規模に算入されることとなった。

臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることとされている。元利償還金相当額の基準財政需要額への算入額と実際の元利償還金償還額が大きく乖離しないよう留意しつつ、借入・償還を行う必要がある。

(ii) 標準税収入額等 = (基準財政収入額 - 市民税・税源移譲相当額の25% - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金 - 地方消費税交付金引上げ分の25%) × 100 / 75 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金

(iii) 普通交付税の算定方法

交付基準額 = 基準財政需要額(振替後) - 基準財政収入額

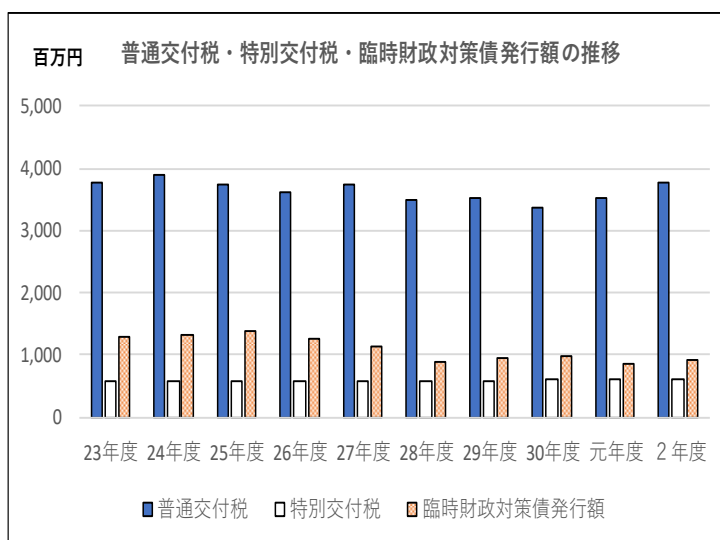
交付決定額 = 交付基準額 - 交付調整額

交付調整額 = 交付税総額と交付基準総額の差額を均等に割り落とした額。

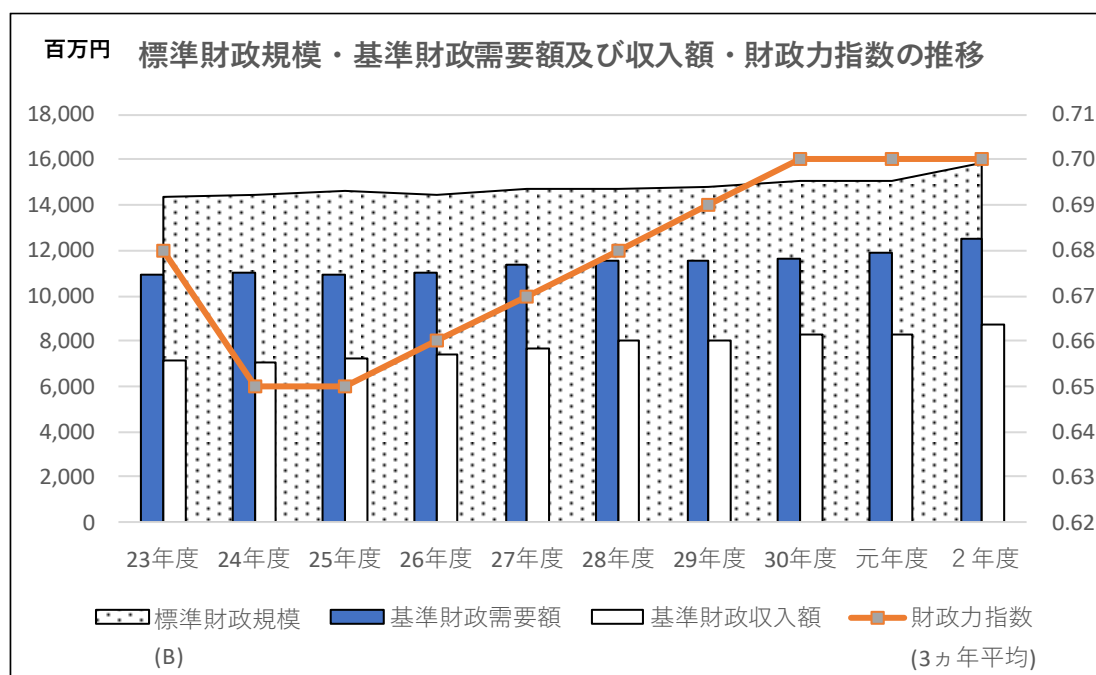
普通交付税・特別交付税・臨時財政対策債発行額の推移は、次表のとおりである。

普通交付税・特別交付税・臨時財政対策債
発行額の推移 (単位: 百万円)

年度\区分	普通交付税	特別交付税	臨時財政対策債発行額
23年度	3,765	568	1,300
24年度	3,903	566	1,336
25年度	3,752	568	1,374
26年度	3,629	576	1,250
27年度	3,735	587	1,148
28年度	3,501	590	890
29年度	3,534	592	962
30年度	3,355	601	994
元年度	3,524	609	867
2年度	3,788	596	904



また、標準財政規模・基準財政需要額及び基準財政収入額・財政力指数（3カ年平均）の推移は、次表のとおりである。



2. 実質赤字比率

本年度の一般財源の標準規模を示す標準財政規模は、**15,852,370**千円であり、一般会計等の実質赤字（収支）額を標準財政規模で除した実質赤字比率は次表のとおりである。

R2標準財政規模 **15,852,370**

(単位:千円,%)

一般会計等	歳入総額	歳出総額	差引額	繰越財源額	実質収支額・E
	A	B	C=A-B	D	E=C-D
一般会計	35,579,879	34,571,643	1,008,236	143,031	865,205
土地取得特別会計	314,297	233,023	81,274	0	81,274
合計	35,894,176	34,804,666	1,089,510	143,031	946,479 ※1

$$\begin{aligned}
 \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質(収支)赤字額} \times 1}{\text{標準財政規模}} = \Delta 5.97 \\
 &= \frac{\Delta 946,479}{15,852,370}
 \end{aligned}$$

注) 比率が赤字（マイナス表記）であることは、実質黒字であることを示す。

一般会計等に係る実質収支額の前年度比較は次表のとおりである。

一般会計等に係る実質収支額の前年度比較

(単位：千円・%)

年度	区分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)	実質収支額 (D)= (A)-(B)-(C)	標準財政規模 (E)	実質赤字比率 (D)/(E) ×100
30年度	一般会計	23,482,709	23,084,717	19,337	378,655	15,036,168	△ 3.00
	土地取得特別会計	906,476	832,737	0	73,739		
	介護保険特別会計	0	0	0	0		
	計	24,389,185	23,917,454	19,337	452,394		
元年度 (B)	一般会計	24,703,328	24,434,725	36,436	232,166	15,092,282	△ 2.07
	土地取得特別会計	614,769	533,447	0	81,322		
	介護保険特別会計	0	0	0	0		
	計	25,318,097	24,968,172	36,436	313,488		
2年度 (A)	一般会計	35,579,879	34,571,643	143,031	865,205	15,852,370	△ 5.97
	土地取得特別会計	314,297	233,023	0	81,274		
	介護保険特別会計	0	0	0	0		
	計	35,894,176	34,804,666	143,031	946,479		
増減額 (A)-(B)	一般会計	10,876,551	10,136,918	106,595	633,039	760,088	/
	土地取得特別会計	△ 300,472	△ 300,424	0	△ 48		
	介護保険特別会計	0	0	0	0		
	計	10,576,079	9,836,494	106,595	632,991		
増減率 (A)/(B)*100 -100	一般会計	44	41	293	273	5.04	/
	土地取得特別会計	△ 49	△ 56	0	△ 0		
	介護保険特別会計	0	0	0	0		
	計	42	39	293	202		

※黒字額はマイナス数値として算定

本年度の実質赤字比率は、3.90ポイント上昇し、△5.97%となり、前年度に引き続き黒字団体となっている。

3. 連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字または資金不足額を標準財政規模で除した連結実質赤字比率は次表のとおりである。

(単位:千円,%)

一般等以外の特別会計等 (公営企業系除く)	歳入総額	歳出総額	差引額	繰越財源額	実質収支額・E
	A	B	C=A-B	D	E=C-D
国民健康保険特別会計	6,957,839	6,839,299	118,540	0	118,540
後期高齢者医療特別会計	1,067,702	1,064,806	2,896	0	2,896
介護保険特別会計	4,662,064	4,554,263	107,801	0	107,801
合計	12,687,605	12,458,368	229,237	0	229,237

※2

公営企業会計 (法適用企業)	流動資産	流動負債	控除企業債等	資金剰余額
	A	B	C	D=A-(B-C)
水道事業会計	2,935,853	306,711	19,747	2,648,889
公営企業会計 (法適用企業)	流動資産	流動負債	控除企業債等	資金剰余額
	E	F	G	H=E-(F-G)
下水道事業会計	874,638	1,629,912	1,394,419	639,145
公営企業会計資金剰余額合計	I=D+H		3,288,034	※3

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{※1} + \text{※2} + \text{※3}} \div \text{標準財政規模} = \Delta 28.15$$

△ 4,463,750
15,852,370

注) 比率が赤字(マイナス表記)であることは、実質黒字であることを示す。

一般会計・特別会計・公営企業会計の実質収支額及び資金剰余額の前年度比較は次表のとおりである。

特別会計・公営企業会計の実質収支額又は資金剰余額の前年度比較 (単位:千円・%)

区分 \ 年度		平成30年度	令和元年度 (B)	令和2年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/ (B)*100
実質 収支 額	一般会計	378,655	232,166	865,205	633,039	272.67
	土地取得特別会計	73,739	81,322	81,274	△ 48	△ 0.06
	国民健康保険特別会計	52,785	102,189	118,540	16,351	16.00
	後期高齢者医療特別会計	2,796	3,829	2,896	△ 933	△ 24.37
	介護保険特別会計	133,634	100,162	107,801	7,639	7.63
剰余 資金 額	水道事業会計	2,455,047	2,568,532	2,648,889	80,357	3.13
	下水道事業会計	493,409	542,793	639,145	96,352	17.75
合計 (A)		3,590,065	3,630,993	4,463,750	832,757	22.93
標準財政規模 (B)		15,036,168	15,092,282	15,852,370	760,088	5.04
比率 (A)/(B) × 100		△ 23.87	△ 24.05	△ 28.15		

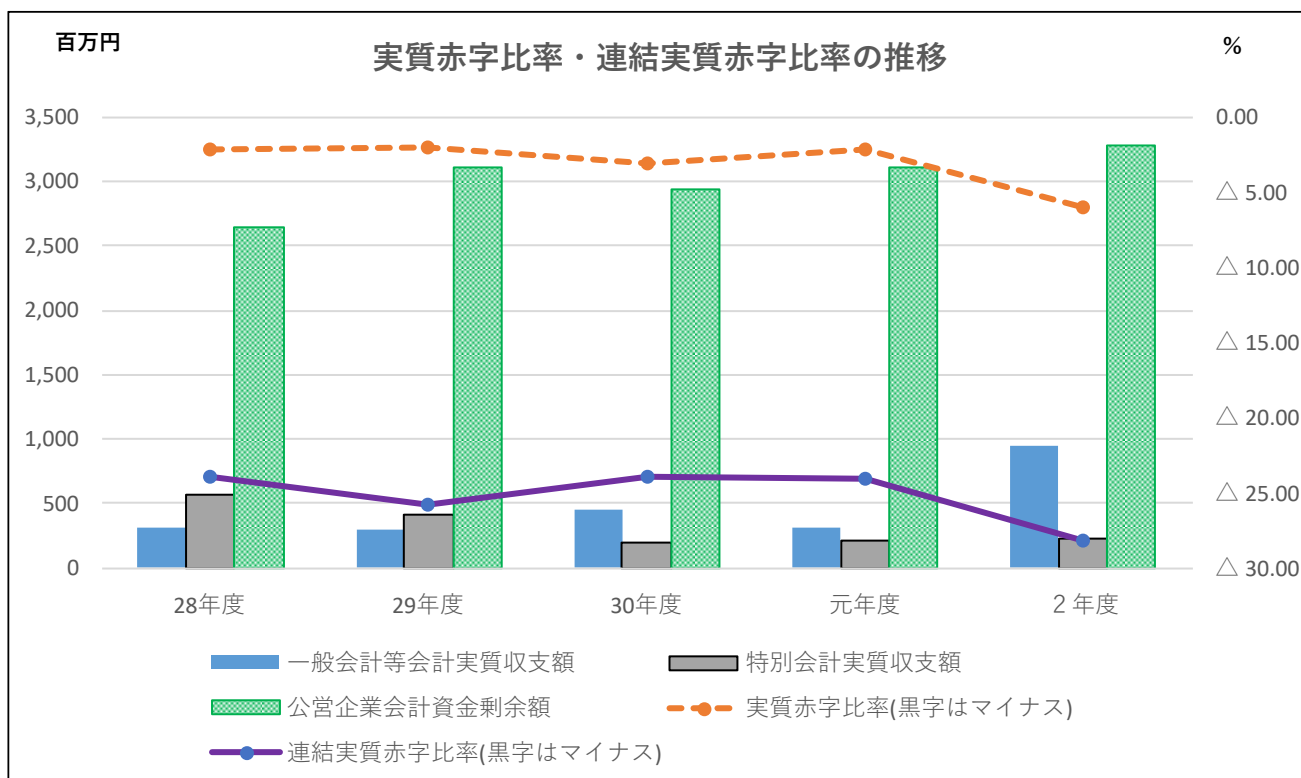
※黒字額はマイナス数値として算定

本年度の連結実質赤字比率は、4.10ポイント上昇し、△28.15%となり、前年度に引き続き、黒字となっている。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移は次表のとおりである。

実質赤字比率・連結実質赤字比率 平成28年度～令和2年度 推移 (単位：百万円・%)

項目	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
一般会計等会計実質収支額	311	299	452	313	946
実質赤字比率(黒字はマイナス)	△ 2.11	△ 2.01	△ 3.00	△ 2.07	△ 5.97
特別会計実質収支額	565	413	189	206	229
公営企業会計資金剰余額	2,640	3,116	2,948	3,111	3,288
連結実質収支額・資金剰余(不足)額	3,516	3,828	3,590	3,631	4,464
連結実質赤字比率(黒字はマイナス)	△ 23.88	△ 25.84	△ 23.87	△ 24.05	△ 28.15



4. 実質公債費比率

地方債に係る元利償還金(A)と準元利償還金(B)から特定財源(C)及び元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(D)を減じた額を、標準財政規模(E)から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(D)を減じた額で除したものの3か年平均が実質公債費比率であり、式で表すと $((A+B) - (C+D)) \div (E - D)$ となる。

それらの計数は次表のとおりである。

実質公債費比率の状況

(単位:千円,%)

年度\区分	①	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	元利償還金の額	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
平成30年度	3,387,499	312,982	144,928	6,701	240	5,738	482,675
令和元年度	3,281,989	293,505	121,152	0	794	5,279	475,458
令和2年度	3,183,635	307,346	98,545	0	201	4,686	441,539

年度\区分	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成30年度	1,432,164	2,004	10,687,049	3,354,734	994,385
令和元年度	1,428,478	2,002	10,700,843	3,524,156	867,283
令和2年度	1,412,397	1,990	11,160,337	3,787,830	904,203

(参考)

年度\区分	⑥の内訳		
	五省協定等により利便施設・公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成30年度	0	6,701	0
令和元年度	0	0	0
令和2年度	0	0	0

年度\区分	分子 (①+④~⑦) -(⑧+⑨~⑪)	分母 (⑫~⑭) - (⑨~⑪)
平成30年度	1,929,769	13,119,325
令和元年度	1,786,223	13,186,344
令和2年度	1,729,115	13,996,444

年度\区分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3力年平均)
平成30年度	14.70936	13.5
令和元年度	13.54601	
令和2年度	12.35396	

注) 元利償還金(A) : ① 準元利償還金(B) : ④~⑦ 特定財源(C) : ⑧ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(D) : ⑨~⑪ 標準財政規模(E) : ⑫~⑭

実質公債費比率の前年度比較は次表のとおりである。

実質公債費比率の前年度比較

(単位：千円，%)

区分 \ 年度		平成30年度	令和元年度 (B)	令和2年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/ (B)*100
分子	元利償還金の額 ①	3,387,499	3,281,989	3,183,635	△ 98,354	△ 3.00
	準元利償還金の額 ②	464,851	415,451	406,092	△ 9,359	△ 2.25
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てた認められる繰入金	312,982	293,505	307,346	13,841	4.72
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	144,928	121,152	98,545	△ 22,607	△ 18.66
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	6,701	0	0	0	-
	一時借入金の利子	240	794	201	△ 593	△ 74.69
	特定財源の額 ③	5,738	5,279	4,686	△ 593	△ 11.23
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金を含む)・その他 ④	1,916,843	1,905,938	1,855,926	△ 50,012	△ 2.62
(A) = (①+②) - (③+④)	1,929,769	1,786,223	1,729,115	△ 57,108	△ 3.20	
分母	標準財政規模 ⑤	15,036,168	15,092,282	15,852,370	760,088	5.04
	(B) = ⑤ - ④	13,119,325	13,186,344	13,996,444	810,100	6.14
実質公債費比率(単年度) (A) / (B) × 100		14.70936	13.54601	12.35396		

※ 元利償還金

- ・一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費

※ 準元利償還金

- ・地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費
- ・公営企業債の償還の財源に充てた認められる特別会計への繰入金
- ・一部事務組合等の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる負担金・補助金
- ・公債費に準ずる債務負担行為に係るもの
- ・一時借入金の利子

※ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

- ・地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として地方交付税の算定に用いられた額である。

※ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの

- ・いわゆる五省協定等により、(独)都市再生機構(旧都市基盤整備公団などを含む。)が整備した利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るものなど

本年度の実質公債比率については、3ヶ年平均で1.7ポイント減少し、13.5%となっている。同比率の全国平均は、5.8% (令和元年度) であり、改善はされてきているものの、全国平均と比較すると高い数値であることから、今後も注意が必要である。

また、実質公債費比率の推移は次表のとおりである。

実質公債費比率の推移

(単位：%)

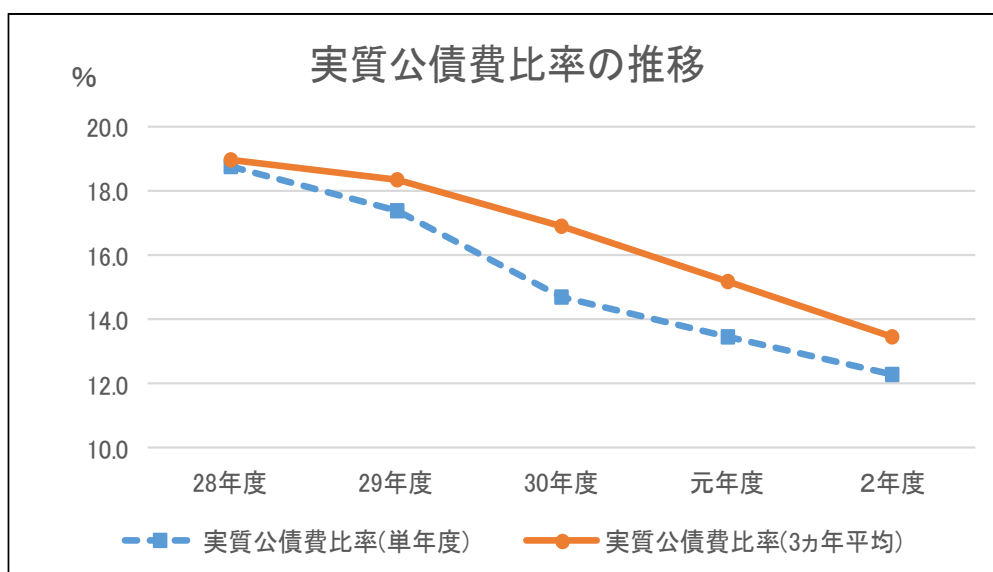
年度\区分	実質公債費比率		
	(単年度)	(3ヵ年平均)	
平成27年度	18.95489	19.2	25～27年度平均
平成28年度	18.85451	19.0	26～28年度平均
平成29年度	17.41296	18.4	27～29年度平均
平成30年度	14.70936	16.9	28～30年度平均
令和元年度	13.54601	15.2	29～元年度平均
令和2年度	12.35396	13.5	30～2年度平均

実質公債費比率を算出する分母及び分子の推移は次表のとおりである。

実質公債費比率の推移

(単位：百万円・%)

区分\年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
実質公債費比率(単年度)	18.8	17.4	14.7	13.5	12.3
実質公債費比率(3ヵ年平均)	19.0	18.4	16.9	15.2	13.5



5. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率が将来負担比率であり、具体的には将来負担額から充当可能財源を減じた額を、標準財政規模から算入公債費等の額を減じた額で除した比率である。

それらの計数は、次表のとおりである。

将来負担比率の状況

将来負担額

(単位:千円)

地方債の 現在高	債務負担行 為に基づく 支出予定額	公営企業 債等繰入 見込額	組 合 負担等 見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額				連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見 込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
30,065,298	0	5,444,827	912,485	2,856,990	0	0	0	0	0	0

充当可能財源等

充当可能 基金	充当可能 特定歳入	基準財政 需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
7,026,499	61,026	0	22,623,286

将来負担額 A 39,279,600	－	充当可能財源等 B 29,710,811	A - B 9,568,789	将来負担比率(%) 68.3
標準財政規模 C 15,852,370	－	算入公債費等の額 D 1,855,926	C - D 13,996,444	

将来負担比率の前年度比較は次表のとおりである。

将来負担比率の前年度比較

(単位:千円, %)

区分 \ 年度		平成30年度	令和元年度 (B)	令和2年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/(B)*100
分子	将来負担額 ①	42,181,862	40,194,079	39,279,600	△ 914,479	△ 2.28
	充当可能財源等 ②	28,826,050	28,787,679	29,710,811	923,132	3.21
	(A)=①-②	13,355,812	11,406,400	9,568,789	△ 1,837,611	△ 16.11
分母	標準財政規模 ③	15,036,168	15,092,282	15,852,370	760,088	5.04
	①に係る基準財政需要額算入額 ④	1,916,843	1,905,938	1,855,926	△ 50,012	△ 2.62
	(B)=③-④	13,119,325	13,186,344	13,996,444	810,100	6.14
将来負担比率 (A)/(B)×100		101.8	86.5	68.3		

本年度の将来負担比率については、18.2ポイント減少し、68.3%となっている。同比率の全国平均は、27.4%（令和元年度）であり、大きく改善はされてきているものの、全国平均と比較すると高い数値であることから、今後も注意が必要である。

また、将来負担額内訳の前年度比較は次表のとおりである。

将来負担額内訳の前年度比較

(単位：千円，%)

区分 \ 年度		平成30年度	令和元年度 (B)	令和2年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/ (B)*100
地方債の現在高		31,940,363	30,822,345	30,065,298	△ 757,047	△ 2.46
債務負担行為に基づく支出予定額		0	0	0	0	-
公営企業債等繰入見込額		6,560,085	6,026,340	5,444,827	△ 581,513	△ 9.65
組合負担等見込額		567,759	473,422	912,485	439,063	92.74
退職手当負担見込額		3,113,655	2,871,972	2,856,990	△ 14,982	△ 0.52
設立法人の負債額等負担見込額		0	0	0	0	-
内 訳	土地開発公社	0	0	0	0	-
	第三セクター等	0	0	0	0	-
連結実質赤字額		0	0	0	0	-
組合連結実質赤字額負担見込額		0	0	0	0	-
将来負担額合計		42,181,862	40,194,079	39,279,600	△ 914,479	△ 2.28

※ 債務負担行為に基づく支出予定額

- ・土地開発公社に依頼した土地の買い戻しに係るもの
(土地開発公社の解散により平成24年度で解消)
- ・いわゆる五省協定に係るものなど

※ 退職手当負担見込額

- ・当該団体の職員の全員が当年度末において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額である。

※ 設立法人の負債額等負担見込額

- ・土地開発公社の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
(土地開発公社の解散により平成24年度で解消)

また、充当可能財源等の前年度比較は次表のとおりである。

充当可能財源等の前年度比較

(単位：千円，%)

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度 (B)	令和2年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率 (A)-(B)/(B)*100
充当可能基金	5,806,444	6,309,667	7,026,499	716,832	11.36
充当可能特定歳入	640,071	287,958	61,026	△ 226,932	△ 78.81
基準財政需要額算入見込額	22,379,535	22,190,054	22,623,286	433,232	1.95
充当可能財源等合計	28,826,050	28,787,679	29,710,811	923,132	3.21

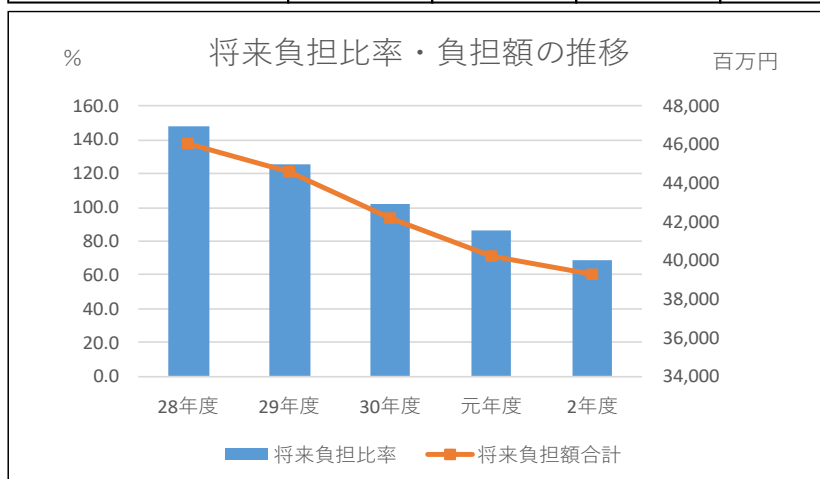
※ 基準財政需要額算入見込額

- ・地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等に対してその償還に要する経費として普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額である。

将来負担比率の推移は次表のとおりである。

将来負担比率 平成28年度～令和2年度 推移 (単位：百万円・%)

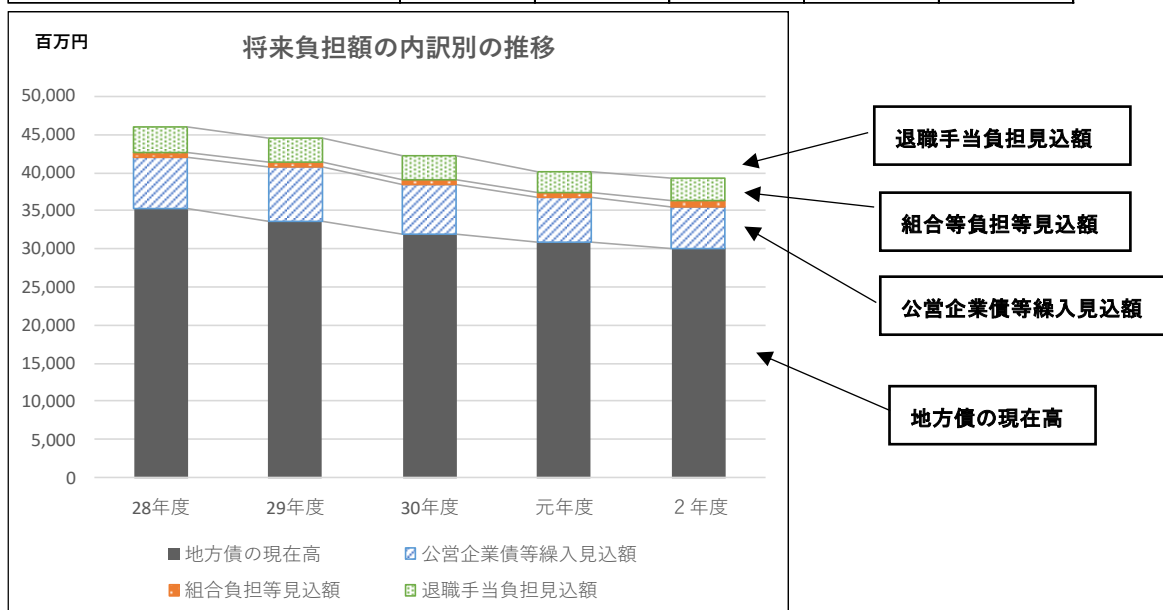
区分\年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
将来負担比率	148.6	126.0	101.8	86.5	68.3
将来負担額合計	46,071	44,567	42,182	40,194	39,280



将来負担額の内訳別の推移は次表のとおりである。

将来負担額の内訳別の推移 (単位：百万円)

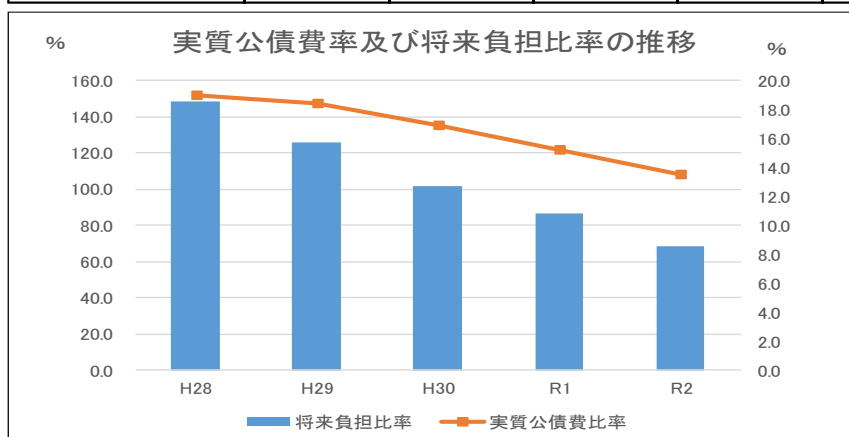
区分\年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
地方債の現在高	35,306	33,683	31,940	30,822	30,065
債務負担行為に基づく支出予定額	25	0	0	0	0
公営企業債等繰入見込額	6,622	6,981	6,560	6,026	5,445
組合負担等見込額	813	653	568	473	912
退職手当負担見込額	3,305	3,250	3,114	2,872	2,857
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	0	0
将来負担額合計	46,071	44,567	42,182	40,194	39,280



香芝市における実質公債費比率及び将来負担比率の推移は次表のとおりである。

実質公債費比率及び将来負担比率の推移 (単位：%)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
将来負担比率	148.6	126.0	101.8	86.5	68.3
実質公債費比率	19.0	18.4	16.9	15.2	13.5



6. 資金不足比率

資金不足額を事業規模で除した令和2年度の資金不足比率は、次表のとおりである。

(1) 地方公営企業法適用

資金不足額及び資金不足比率はいずれも「マイナス」となっている。

なお、資金不足比率を算定する場合の資金不足額の算出式は、「流動負債」＋「建設改良費以外の企業債」－「流動資産」であるが、平成26年度からの会計基準見直しにより、流動負債が増加するため、算出については、以下の措置がとられている。

① 算入対象からの除外措置

翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(建設改良)等

② 算入猶予の経過措置(3年間)

翌年度支払のファイナンス・リース債務

負債性引当金のうち、通常1年以内に使用される見込のもの(賞与引当金)

評価性引当金(貸倒引当金)のうち、流動資産が減耗するもの

香芝市公営企業会計では、①の除外措置を適用し、資金不足額及び資金不足比率を算定している。なお、②の猶予措置については、3年間の経過措置が終了しています。また、事業規模の算出式は、「営業収益」－「受託工事収益」である。水道事業会計の計数は次表のとおりである。

地方公営企業法適用(令和2年度)

(単位:千円, %)

会計 \ 区分	流動負債	控除企業債等	流動資産	資金不足額	営業収益	受託工事収益	事業規模	資金不足比率
	A	B	C	D=(A-B)-C	D	E	F=D-E	C/F*100
水道事業会計	286,964	0	2,935,853	△ 2,648,889	1,517,096	94	1,517,002	△ 174.6
下水道事業会計	235,493	0	874,638	△ 639,145	702,457	0	702,457	△ 90.9

注) 比率が赤字(マイナス表記)であるのは、資金が不足していないことを示す。

7. むすび

財政健全化判断比率について、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、これまでと同様に赤字が生じていないことを示すマイナス指数となっている。また、資金不足比率は、水道事業、下水道事業のいずれにおいても、資金が不足していないことを示すマイナス指数となっている。

実質公債費比率（3ヶ年平均）については、前年度と比較して1.7ポイント改善して、13.5%となり、早期健全化基準である25%を下回っている。また、将来負担比率については、前年度と比較して18.2ポイント改善して、68.3%となり、前年度より改善されている。

実質公債費率及び将来負担費率が改善の方向に推移してきていることに関しては、財政の健全化に向けて取り組まれたもので、評価できるところであるが、県内の他市町村と比較すると、依然として高い水準であることから、引き続き、各指標の分析により財政状況を正確に把握し、健全な財政運営に努められることを望むものである。

第5. 審査参考資料

1. 財政健全化判断比率の各金額及び比率等の推移

実質赤字比率・連結実質赤字比率の各金額及び比率等の推移は次表のとおりである。

実質赤字比率・連結実質赤字比率 平成28年度～令和2年度 推移 (単位：千円・%)

項目	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
一般会計等					
一般会計					
歳入総額	24,760,839	23,300,152	23,482,709	24,703,328	35,579,879
歳出総額	24,507,342	23,066,267	23,084,717	24,434,725	34,571,643
差引額	253,497	233,885	397,992	268,603	1,008,236
繰越財源額	15,285	16,291	19,337	36,436	143,031
実質収支額	238,212	217,594	378,655	232,166	865,205
土地取得特別会計					
歳入総額	581,896	812,960	906,476	614,769	314,297
歳出総額	508,882	731,667	832,737	533,447	233,023
差引額	73,014	81,293	73,739	81,322	81,274
繰越財源額	0	35	0	0	0
実質収支額	73,014	81,258	73,739	81,322	81,274
介護保険特別会計					
歳入総額	44,922	66	0	0	0
歳出総額	44,922	66	0	0	0
差引額	0	0	0	0	0
繰越財源額	0	0	0	0	0
実質収支額	0	0	0	0	0
一般会計等実質収支額合計 ①	311,226	298,852	452,394	313,488	946,479
標準財政規模 ②	14,725,354	14,811,095	15,036,168	15,092,282	15,852,370
実質赤字比率 ①/②×100 (黒字は△)	△ 2.11	△ 2.01	△ 3.00	△ 2.07	△ 5.97
特別会計					
国民健康保険特別会計					
歳入総額	8,398,715	8,196,534	6,855,411	6,795,250	6,957,839
歳出総額	8,016,840	7,943,012	6,802,626	6,693,061	6,839,299
差引額	381,875	253,522	52,785	102,189	118,540
繰越財源額	0	0	0	0	0
実質収支額	381,875	253,522	52,785	102,189	118,540
後期高齢者医療特別会計					
歳入総額	820,242	865,169	919,421	983,366	1,067,702
歳出総額	813,827	861,582	916,625	979,537	1,064,806
差引額	6,415	3,587	2,796	3,829	2,896
繰越財源額	0	0	0	0	0
実質収支額	6,415	3,587	2,796	3,829	2,896
介護保険特別会計					
歳入総額	4,093,450	4,272,970	4,358,072	4,505,540	4,662,064
歳出総額	3,914,715	4,117,265	4,224,438	4,405,378	4,554,263
差引額	178,735	155,705	133,634	100,162	107,801
繰越財源額	1,799	0	0	0	0
実質収支額	176,936	155,705	133,634	100,162	107,801
特別会計実質収支額合計	565,226	412,814	189,215	206,180	229,237
公営企業会計					
下水道事業特別会計(平成30年度から地方公営企業法適用による下水道事業会計)					
歳入総額/流動資産	1,935,064	1,993,851	783,337	752,220	874,638
歳出総額/貸倒引当金(正数)等	1,912,131	1,821,974			
差引額/流動負債	22,933	171,877	1,271,754	1,343,642	1,629,912
繰越財源額/企業債・引当金等	40	0	981,825	1,134,215	1,394,419
実質収支額/資金剰余金	22,893	171,877	493,409	542,793	639,145
水道事業会計(地方公営企業法適用)					
流動資産	2,977,685	3,096,938	2,853,689	2,928,522	2,935,853
貸倒引当金(正数)等	12,594				
流動負債	408,511	173,034	417,697	379,698	306,711
企業債・引当金等	35,353	20,438	19,055	19,708	19,747
資金剰余額	2,617,121	2,944,342	2,455,047	2,568,532	2,648,889
公営企業会計実質収支額・資金剰余(不足)額合計	2,640,014	3,116,219	2,948,456	3,111,325	3,288,034
連結実質収支額・資金剰余(不足)額 ③	3,516,466	3,827,885	3,590,065	3,630,993	4,463,750
標準財政規模 ②	14,725,354	14,811,095	15,036,168	15,092,282	15,852,370
連結実質赤字比率 ③/②×100 (黒字は△)	△ 23.88	△ 25.84	△ 23.87	△ 24.05	△ 28.15

実質公債費比率の各金額及び比率等の推移は次表のとおりである。

実質公債費比率 平成28年度～令和2年度 推移

(単位：千円・%)

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
元利償還金	3,756,596	3,638,354	3,387,499	3,281,989	3,183,635
準元利償還金	641,047	546,009	464,851	415,451	406,092
減債基金積立不足を考慮して算定した額	0	0	0	0	0
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額(年度割相当額)	0	0	0	0	0
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	388,444	325,739	312,982	293,505	307,346
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	184,363	153,964	144,928	121,152	98,545
①公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	66,255	66,135	6,701	0	0
一時借入金の利子	1,985	171	240	794	201
合計 (A)	4,397,643	4,184,363	3,852,350	3,697,440	3,589,727
①公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	66,255	66,135	6,701	0	0
PFI事業に係るもの	0	0	0	0	0
いわゆる五省協定等による利便施設・公共施設の買い取りに係るもの	24,832	24,829	0	0	0
国営土地改良事業・森林総合研究所等が行う事業に係るもの	0	0	0	0	0
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料	0	0	0	0	0
社会福祉法人の施設建設のために借り入れた借入金償還の補助	0	0	0	0	0
損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費	0	0	0	0	0
地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合の債務履行に要する経費	0	0	0	0	0
その他これらに準ずると認められるもの	41,423	41,306	6,701	0	0
利子補給に係るもの	0	0	0	0	0
特定財源の額 (B)	6,215	5,288	5,738	5,279	4,686
標準財政規模 (C)	14,725,354	14,811,095	15,036,168	15,092,282	15,852,370
標準税収入額等	10,334,077	10,315,132	10,687,049	10,700,843	11,160,337
普通交付税額	3,501,284	3,534,205	3,354,734	3,524,156	3,787,830
臨時財政対策債発行可能額	889,993	961,758	994,385	867,283	904,203
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 (D)	1,990,295	1,937,380	1,916,843	1,905,938	1,855,926
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	593,351	540,028	482,675	475,458	441,539
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,394,950	1,395,368	1,432,164	1,428,478	1,412,397
密度補正により基準財政需要額に算入された公債費	1,994	1,984	2,004	2,002	1,990
(元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金等)に係る (A)-(B)+(D)	2,401,133	2,241,695	1,929,769	1,786,223	1,729,115
標準財政規模-元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 (C)-(D)	12,735,059	12,873,715	13,119,325	13,186,344	13,996,444
実質公債費比率 (単年度)	18.85451	17.41296	14.70936	13.54601	12.35396
(A)-((B)+(D))/((C)-(D))×100 (3ヵ年平均)	19.0	18.4	16.9	15.2	13.5
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0

将来負担比率の各金額及び比率等の推移は次表のとおりである。

将来負担比率 平成28年度～令和2年度 推移

(単位：千円・%)

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
将来負担額 合計 (E)	46,070,503	44,567,261	42,181,862	40,194,079	39,279,600
一般会計等に係る地方債の現在高	35,306,032	33,682,657	31,940,363	30,822,345	30,065,298
①債務負担行為に基づく支出予定額	24,832	0	0	0	0
②公営企業債等繰入見込額	6,621,564	6,980,836	6,560,085	6,026,340	5,444,827
組合負担等見込額	813,414	653,277	567,759	473,422	912,485
退職手当負担見込額	3,304,661	3,250,491	3,113,655	2,871,972	2,856,990
③設立法人の負債額等負担見込額(公社・第三セクター)	0	0	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0	0
充当可能財源等 合計 (F)	27,140,161	28,335,205	28,826,050	28,787,679	29,710,811
充当可能基金	4,511,994	5,101,737	5,806,444	6,309,667	7,026,499
充当可能特定歳入	42,224	768,147	640,071	287,958	61,026
うち都市計画税	0	0	0	0	0
基準財政需要額算入見込額	22,585,943	22,465,321	22,379,535	22,190,054	22,623,286
将来負担額－充当可能財源等 (E)－(F)	18,930,342	16,232,056	13,355,812	11,406,400	9,568,789
標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 (C)－(D)	12,735,059	12,873,715	13,119,325	13,186,344	13,996,444
将来負担比率 ((E)－(F))／((C)－(D))×100	148.6	126.0	101.8	86.5	68.3
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0
①債務負担行為に基づく支出予定額の内訳	24,832	0	0	0	0
①PFI事業に係るもの	0	0	0	0	0
②いわゆる五省協定等に係るもの(真美ヶ丘西小学校建設事業等)	24,832	0	0	0	0
③国営土地改良事業に係るもの	0	0	0	0	0
④森林総合研究所等が行う事業に係るもの	0	0	0	0	0
⑤地方公務員等共済組合に係るもの	0	0	0	0	0
⑥依頼土地の買い戻しに係るもの (香芝市土地開発公社が先行取得する公共用地の買戻し)	0	0	0	0	0
⑦社会福祉法人の施設建設費に係るもの	0	0	0	0	0
⑧損失補償・債務保証の履行に係るもの	0	0	0	0	0
⑨引き受けた債務の履行に係るもの	0	0	0	0	0
⑩その他①～⑨に準ずるもの	0	0	0	0	0
②公営企業債等繰入見込額	6,621,564	6,980,836	6,560,085	6,026,340	5,444,827
下水道事業特別会計 (平成30年度から地方公営企業法適用による下水道事業会計)	6,621,564	6,980,836	6,560,085	6,026,340	5,444,827
水道事業会計	0	0	0	0	0
その他の会計	0	0	0	0	0
③設立法人の負債額等負担見込額(公社・第三セクター)	0	0	0	0	0
地方道路公社に係る将来負担額	0	0	0	0	0
土地開発公社に係る将来負担額	0	0	0	0	0
その他第三セクター等に係る将来負担額	0	0	0	0	0

健全化判断比率の奈良県内及び全国市町村との比較推移は次表のとおりである。

財政健全化判断比率指標の奈良県内及び全国市町村との比較推移 (単位：%)

区分 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等実質収支額合計	311,226	298,852	452,394	313,488	946,479
標準財政規模	14,725,354	14,811,095	15,036,168	15,092,282	15,852,370
実質赤字比率	-2.11	-2.01	-3.00	-2.07	-5.97
連結実質収支額・資金剰余(不足)額	3,516,466	3,827,885	3,590,065	3,630,993	4,463,750
連結実質赤字比率	-23.88	-25.84	-23.87	-24.05	-28.15
元利償還金・準元利償還金	4,397,643	4,184,363	3,852,350	3,697,440	3,589,727
特定財源	6,215	5,288	5,738	5,279	4,686
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,990,295	1,937,380	1,916,843	1,905,938	1,855,926
実質公債費比率(単年度)	18.8	17.4	14.7	13.5	12.3
実質公債費比率(3カ年平均)	19.0	18.4	16.9	15.2	13.5
奈良県12市平均 実質公債費比率(3カ年平均)	11.0	10.7	10.5	10.5	
全国市町村平均 実質公債費比率(3カ年平均)	6.9	6.4	6.1	5.8	
将来負担額	46,070,503	44,567,261	42,181,862	40,194,079	39,279,600
充当可能基金＋充当可能特定歳入	4,554,218	5,869,884	6,446,515	6,597,625	7,087,525
基準財政需要額算入見込額	22,585,943	22,465,321	22,379,535	22,190,054	22,623,286
将来負担比率	148.6	126.0	101.8	86.5	68.3
奈良県12市平均 将来負担比率	98.4	83.2	87.5	78.0	
奈良県市町村平均 将来負担比率	78.3	77.8	72.7	68.2	
全国市町村平均 将来負担比率	34.5	33.7	28.9	27.4	

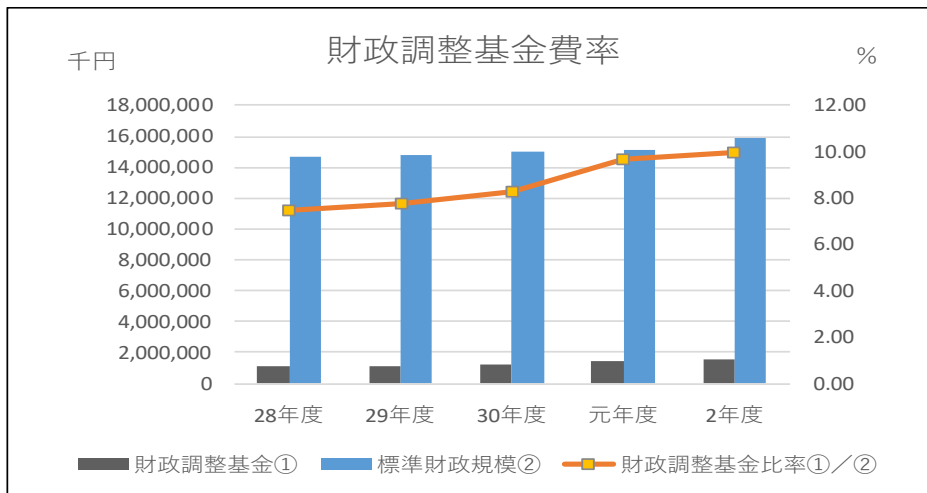
※県内12市平均及び県内全市町村平均の比率は、令和3年5月奈良県市町村要覧を参照した。

2. 健全化を判断するその他の指標

(1) 財政調整基金比率については、次表のとおりである。

財政調整基金比率 (単位：千円・%)

区分 \ 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
財政調整基金①	1,096,035	1,153,091	1,249,458	1,455,147	1,584,256
標準財政規模②	14,725,354	14,811,095	15,036,168	15,092,282	15,852,370
財政調整基金比率①/②	7.44	7.79	8.31	9.64	9.99



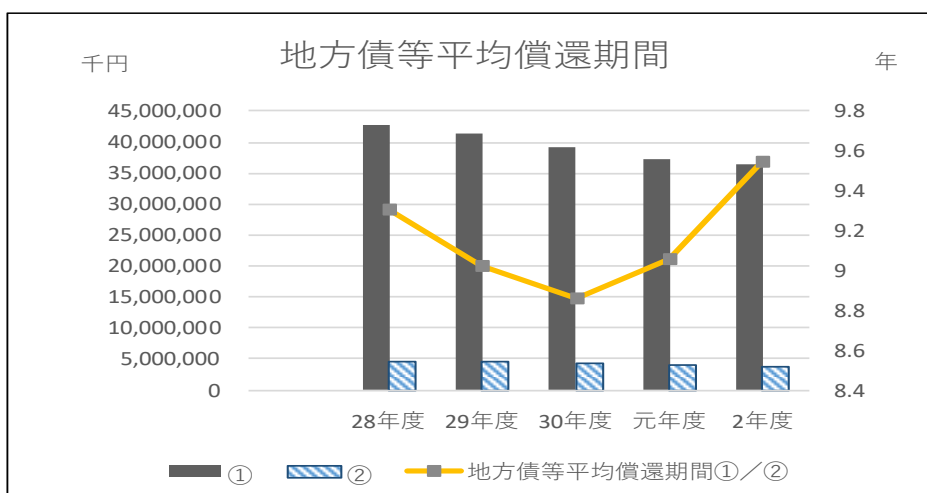
標準財政規模に対する比率目標を設定し、着実に確保していけるよう注意が必要である。

(2) 地方債等平均償還期間については、次表のとおりである。

地方債等平均償還期間

(単位：千円・年)

区分\年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
① 分子(地方債現在高等)	42,765,842	41,316,770	39,068,207	37,322,107	36,422,610
一般会計等に係る地方債の現在高	35,306,032	33,682,657	31,940,363	30,822,345	30,065,298
債務負担行為に基づく支出予定額	24,832	0	0	0	0
公営企業債等繰入見込額	6,621,564	6,980,836	6,560,085	6,026,340	5,444,827
組合負担等見込額	813,414	653,277	567,759	473,422	912,485
② 分母(公債費等)	4,594,486	4,579,018	4,409,796	4,119,038	3,814,227
公債費(決算額)	3,955,424	4,033,180	3,945,185	3,704,381	3,408,336
公営企業債の元利償還金に対する繰入金	388,444	325,739	312,982	293,505	307,346
組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	184,363	153,964	144,928	121,152	98,545
債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの)	66,255	66,135	6,701	0	0
地方債等平均償還期間①/②	9.3	9.0	8.9	9.1	9.5

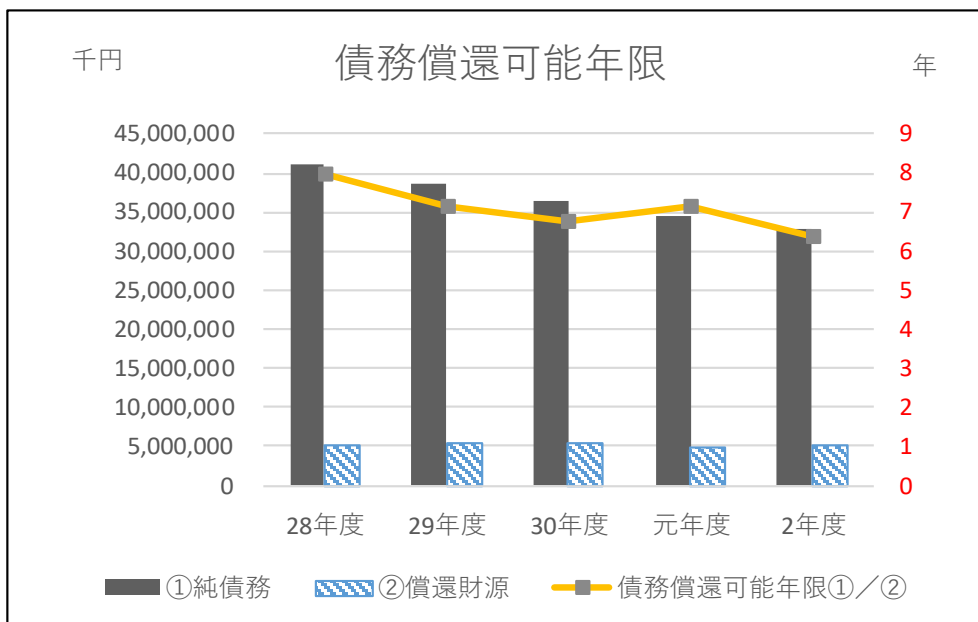


(3) 債務償還可能年限については、次表のとおりである。

債務償還可能年限

(単位：千円・年)

区分\年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
①純債務 [(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)]-[(7)+(8)+(9)+(10)]		41,187,271	38,589,581	36,473,685	34,591,101	32,913,845
(1)	一般会計等に係る地方債の現在高	35,306,032	33,682,657	31,940,363	30,822,345	30,065,298
(2)	債務負担行為に基づく支出予定額	24,832	0	0	0	0
(3)	公営企業債等繰入見込額	6,621,564	6,980,836	6,560,085	6,026,340	5,444,827
(4)	組合負担等見込額	813,414	653,277	567,759	473,422	912,485
(5)	退職手当負担見込額	3,304,661	3,250,491	3,113,655	2,871,972	2,856,990
(6)	設立法人等の負債額等負担見込額	0	0	0	0	0
(7)	財政調整基金	1,096,035	1,153,091	1,249,458	1,455,147	1,584,256
(8)	連結実質収支	3,516,466	3,827,882	3,590,065	3,630,993	4,463,750
(9)	減債基金	228,507	228,560	228,583	228,880	256,723
(10)	充当可能特定歳入	42,224	768,147	640,071	287,958	61,026
②償還財源 (1)-(2)+(3)+(4)+(5)+(6)		5,173,066	5,411,834	5,394,636	4,838,843	5,179,469
(1)	臨時財政対策債等を含めた経常一般財源	14,687,850	15,151,656	15,115,973	15,563,006	16,015,218
(2)	経常経費充当一般財源等計	13,904,227	13,918,769	13,567,733	14,416,924	14,421,951
(3)	地方債の元利償還金に係る経常経費充当一般財源等	3,750,381	3,633,109	3,381,785	3,278,104	3,180,311
(4)	公営企業債の元利償還金に対する繰入金	388,444	325,739	312,982	293,505	307,346
(5)	組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	184,363	153,964	144,928	121,152	98,545
(6)	債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの)	66,255	66,135	6,701	0	0
債務償還可能年限①/②		8.0	7.1	6.8	7.1	6.4

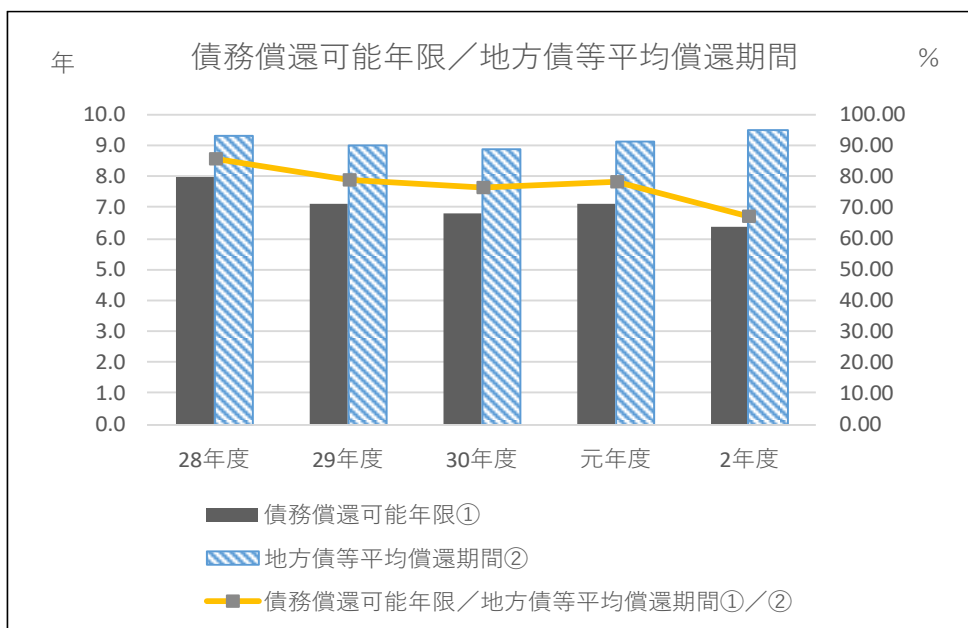


地方債等平均償還期間及び債務償還可能年限との比較対比は次表のとおりである。

「債務償還可能年限」／「地方債等平均償還期間」

(単位：年・%)

区分\年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
債務償還可能年限①	8.0	7.1	6.8	7.1	6.4
地方債等平均償還期間②	9.3	9.0	8.9	9.1	9.5
債務償還可能年限／地方債等平均償還期間①／②	86.02	78.89	76.40	78.02	67.37



債務償還可能年限が地方債等平均償還期間を上回らないことが望ましい。今後も「債務償還可能年限」の抑制に努め、「地方債平均償還期間」を上回らないように注意が必要である。